

綾瀬市民間保育所施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所の施設整備を図るため、社会福祉法人等が本市内で行う保育所施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国又は神奈川県が定める交付金又は補助金の対象となる事業で、かつ、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとし、算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により交付することとなる金額は、当該施設の整備に要する費用の総額を超えてはならない。

(申請方法)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を、事業着手予定日の概ね1月前までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 平面図及び立面図
- (4) 工事行程計画書
- (5) 工事費内訳書
- (6) 室名及び面積表
- (7) 施行前の写真
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

(交付条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合、規則第6条各号に掲げる条件を付す

るものとする。

(決定通知)

第 6 条 規則第 7 条に規定する通知は、綾瀬市民間保育所施設整備費補助金 (変更) 交付決定通知書 (第 1 号様式) によるものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 8 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して 10 日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第 8 条 規則第 6 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市民間保育所施設整備費補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書 (第 2 号様式) により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、事業完了後 1 月以内とする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業を行う者 (以下「補助事業者」という。) は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 10 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書 (第 19 号様式) により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告の添付書類)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第 12 条第 1 項に規定する補

助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 施工後の写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類
(財産処分の制限の特例)

第12条 規則第15条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により定めるものは、国の基準に準じるものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月2日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に交付申請のあった補助事

業から適用する。

別表

補助金等の種類	国又は県が定める交付要綱	事業区分	対象経費	対象事業者	補助額
安心こども基金	安心こども基金管理運営要領 神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱	保育所緊急整備事業	安心こども基金管理運営要領別添 1 の 4 に定める経費	安心子ども基金管理運営要領別添 1 の 2 (4) に定める設置主体	神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱第 3 条に基づき算出した補助額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。
保育所等整備交付金	保育所等整備交付金交付要綱	保育所等	保育所等整備交付金交付要綱別表 1 - 1 及び 1 - 2 に定める経費	保育所等整備交付金交付要綱 6 に定める設置主体	保育所等整備交付金交付要綱 8 に基づき算出した交付額に、国の補助率で割り返し、その金額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。
		保育所機能部分	保育所等整備交付金交付要綱別表 1 - 3 及び 1 - 4 に定める経費		
保育対策総合支援事業費補助金	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	賃貸物件による保育所改修費等支援事業	保育所等改修費等支援事業実施要綱の 3 (1) に定める経費	保育所等改修費等支援事業実施要綱の 4 (1) に定める事業者	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 4 に基づき算出した額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。

ただし、国又は県の要綱の名称等が変更となったときは、変更後の要綱に準ずることとする。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市民間保育所施設整備費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市長

印

年 月 日申請があった 年度綾瀬市民間保育所施設整備費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

第2号様式（第8条関係）

綾瀬市民間保育所施設整備費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所施設
整備費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

年 月 日

綾 瀬 市 長

補助事業者所在地

名 称

代表者氏名

⑩

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有 ・ 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。